主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士大政満の上告理由第一、第二について。

しかし、原審の事実認定は、挙示の証拠関係に照しこれを肯認することができる。 所論は、原審が適法にした証拠の取捨、判断ないし事実の認定を非難するに帰し、 採ることができない。

同第三について。

しかし、所論乙一号証による支払は、第一審判決の仮執行によるものであること 明らかであるから、原控訴審がこれを考慮することなく本訴請求の存否を判断した のは正当であつて、所論は採るを得ない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	滕	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七